

岐阜県こどもの貧困対策実行計画 (令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

岐阜県

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	2
第2章 アクションプラン(令和2年度～令和6年度)における施策の実績	3
第3章 岐阜県のこどもを取り巻く現状と課題	9
第1節 「岐阜県子ども調査」(令和5年度)の実施	9
第2節 「岐阜県子ども調査」の調査結果及びこれを踏まえた課題	10
第3節 その他こどもたちを取り巻く現状	20
第4節 こども・若者からの主な意見	27
第5節 支援団体等の主な意見	29
第4章 岐阜県こども計画の考え方及び本計画における主な取組み	30
第5章 計画の推進	36
第1節 各主体の役割	36
第2節 計画の推進体制	36
第3節 計画の進捗管理	37
第6章 具体的な取組み	38

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

岐阜県では、令和2年3月に「岐阜県少子化対策基本計画 <第4次>」と一体として策定した「岐阜県子どもの貧困対策計画 <第2次>」を補完する実行計画として「岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン（第1期、計画期間：令和2年度～6年度）」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、こどもがどのような環境で生まれ育っても、幸福な生活を送り、十分に自己実現を図ることができるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援を進めてきました。

アクションプラン（第1期）の期間中には、核家族化の更なる進展や地域のつながりの希薄化、食費や光熱費等の物価高騰、教育のオンライン化の進展、不登校児童生徒数の増加等、こどものくらしや学びを取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中、本県では、令和5年度に「岐阜県子ども調査」を5年ぶりに実施し、県内に住むこどもを取り巻く現状を把握するとともに、こどもの貧困に関する課題を分析しました。本調査における本県の子どもの貧困率は6.7%で、前回調査時（平成30年度）から0.5ポイント低下していますが、多岐にわたり課題が浮かび上がっています。

一方、国においては、令和5年4月の「こども基本法」の施行を受け、同年12月にはこども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」、「こどもの居場所づくりに関する指針」等が閣議決定されました。こども・若者への支援にあたっては、こどもや子育て中の方の意見を反映させ、関連施策を一体的に推進することとされています。

本書では、アクションプラン（第1期）における施策の検証、令和5年度子ども調査結果、国におけるこども政策の基本方針、その他こどもを取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、令和7年度から11年度までの今後5年間における、本県のこどもの貧困対策に関する基本的な方向性と具体的な施策について、アクションプランの第2期計画として「岐阜県こどもの貧困対策実行計画」と名称変更のうえ取りまとめました。



※上のアイコンは、SDGsのうち、本計画に関連のあるものを示しています。

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に規定する都道府県計画＝「岐阜県子どもの貧困の解消に向けた対策の推進計画」を含む計画として令和7年3月に策定された「岐阜県こども計画（第1期）」を補完する実行計画として位置付けます。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、岐阜県こども計画と同じく、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、こども基本法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）又は岐阜県こども計画の動向や各取組みの実施状況などを踏まえ、必要に応じて本計画を見直すことにより、継続的にこどもの貧困対策に取り組めます。

第2章 アクションプラン(令和2年度～令和6年度)における施策の実績

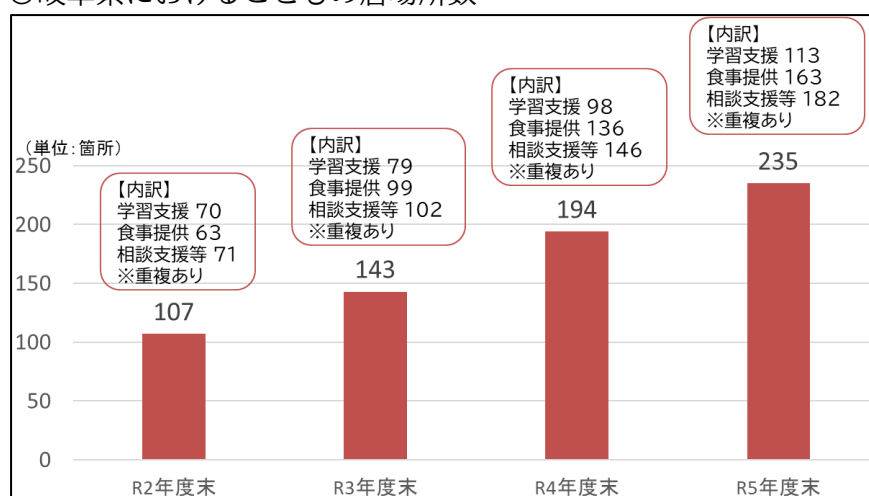
アクションプラン（令和2年度～令和6年度）では、「こどもの育ちへの支援」「こどものくらしへの支援」「こどもを養育している方への支援」「地域の理解の促進」を4つの施策の柱としてこどもの貧困対策に取り組んできました。

本章では、アクションプランにおける主な施策の検証を行います。

1 こどもの居場所数（こどもの育ちへの支援・こどものくらしへの支援関係）

岐阜県におけるこどもの居場所数は、令和2年度から令和5年度にかけて、約2.1倍に増加しました。また、所在市町村は、令和5年度には37市町となり、令和2年度の31市町から6団体増加しました。

○岐阜県におけるこどもの居場所数

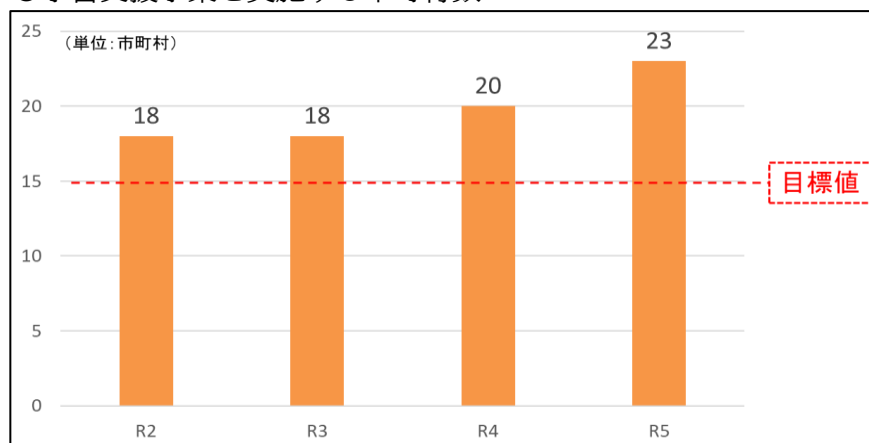


（出典：岐阜県子ども家庭課調べ）

2 学習支援の実施状況（こどもの育ちへの支援関係）

生活困窮世帯やひとり親家庭のこども等を対象とした学習支援事業を実施する市町村数は、令和2年度から令和5年度にかけて5団体増加しました。また、基本計画に定める目標値である15市町村を上回りました。

○学習支援事業を実施する市町村数

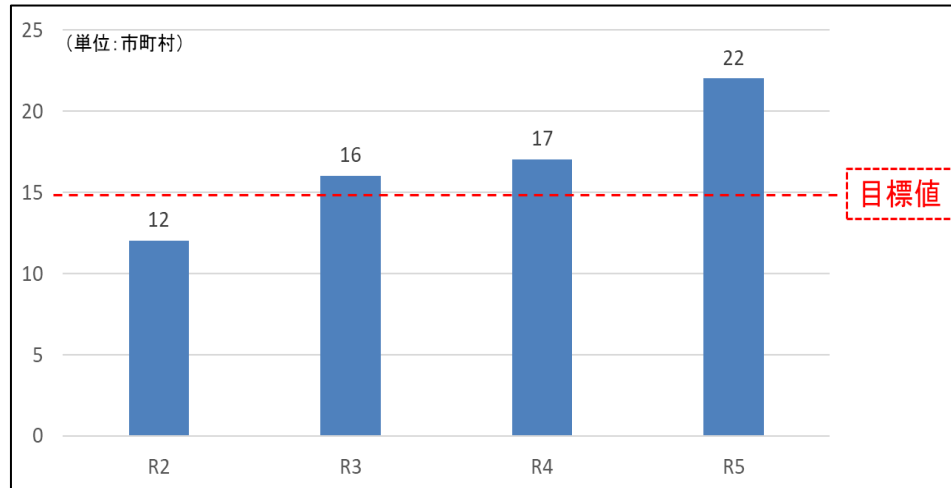


（出典：岐阜県子ども家庭課調べ）

3 こども食堂の支援状況について（こどものくらしへの支援関係）

生活困窮世帯やひとり親家庭のこども等を対象としたこども食堂を設置又は設置を支援する市町村数は、令和5年度時点で22市町村となり、令和3年度時点で目標値である15市町村を上回りました。

○こども食堂を支援する市町村数



（出典：岐阜県子ども家庭課調べ）

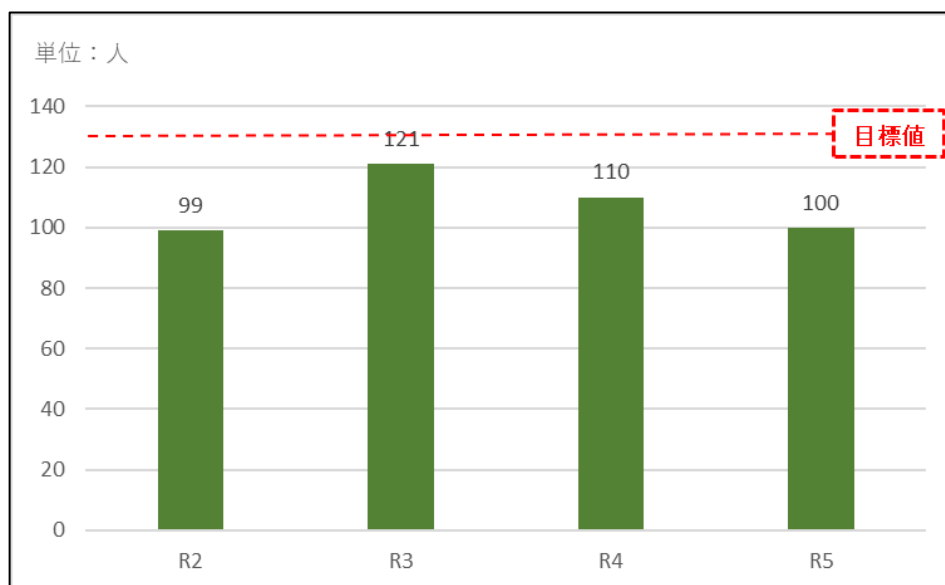
4 高等職業訓練促進給付金等事業の実施

（こどもを養育している方への支援関係）

看護師や保育士など、資格取得を目指すひとり親に向けて、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給しました。

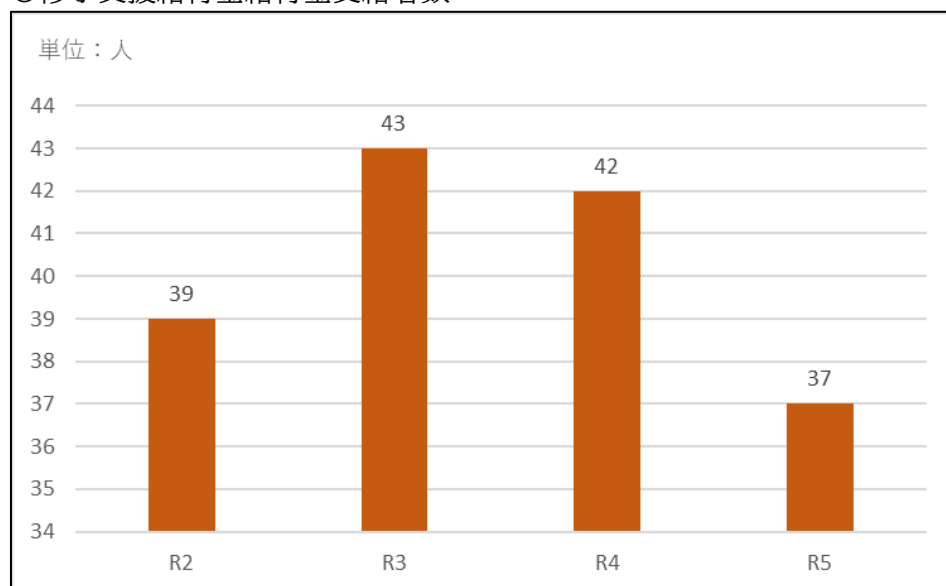
高等職業訓練促進給付金受給者数は、令和3年度から減少しています。

○高等職業訓練促進給付金受給者数



（出典：岐阜県子ども家庭課調べ）

○修了支援給付金給付金受給者数



(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

5 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

(こどもを養育している方への支援関係)

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、児童福祉の推進を目的として貸付を実施しました。

○母子父子寡婦福祉資金貸付件数、金額

年度	R2	R3	R4	R5
貸付件数	247 件	240 件	232 件	195 件
貸付金額	163,459 千円	144,982 千円	144,558 千円	119,872 千円

(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

6 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

(こどもを養育している方への支援関係)

高等職業訓練促進給付金等事業を活用して就職のための資格取得をめざすひとり親や、就労や子供の高等教育確保にあたる生活基盤の安定を図るひとり親に対し、入学準備金、就職準備金等の貸し付けを行いました。

○高等職業訓練促進資金貸付人数

年度	R2	R3	R4	R5
入学準備金	20 人	41 人	29 人	21 人
就職準備金	29 人	37 人	19 人	29 人
住宅支度資金	—	—	17 人	17 人

(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

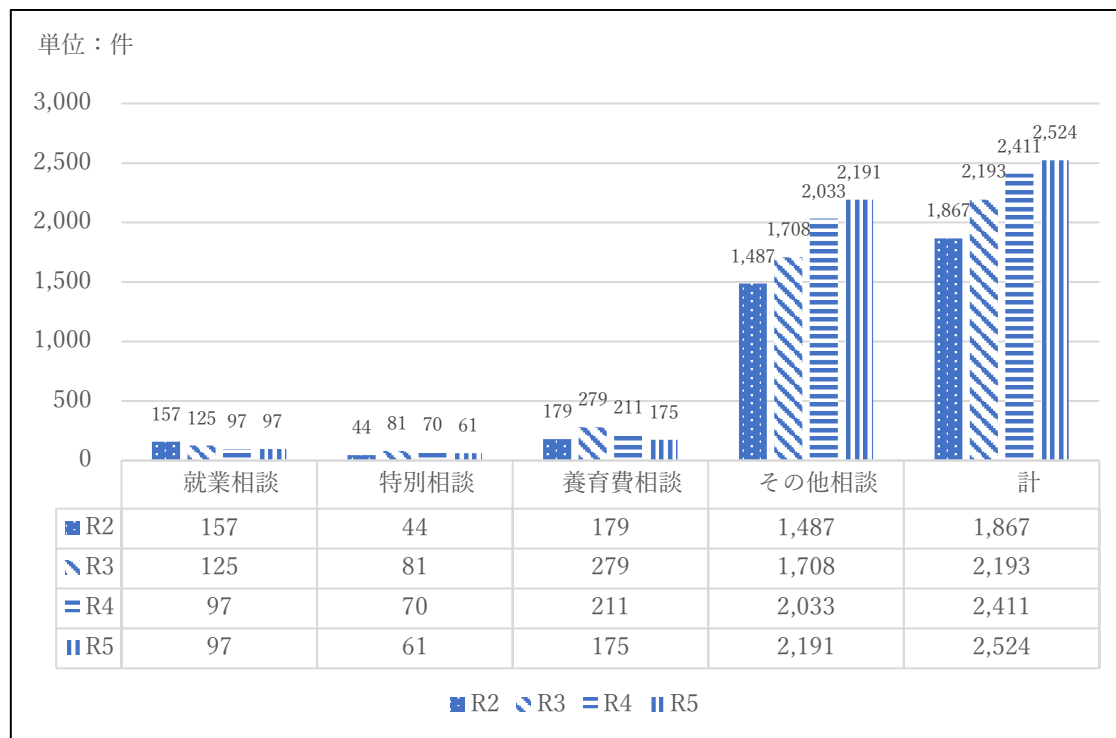
7 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業相談・講習会の実施 (こどもを養育している方への支援関係)

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業等に関する相談に応じ、適切に助言や情報提供等を行いました。

当センターにおける相談件数は、年々増加傾向にあります。

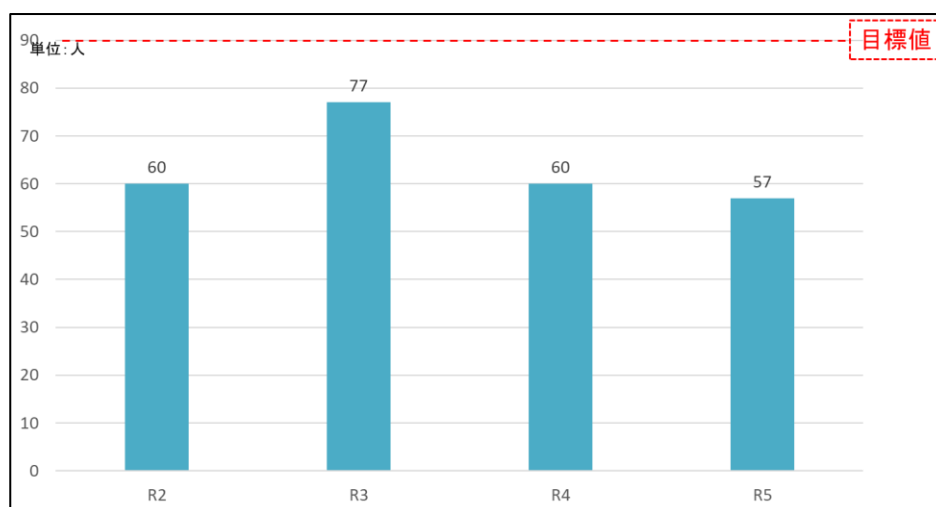
また、就業支援講習会事業受講者数については、令和3年度から減少傾向となっています。

○岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談件数



(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

○就業支援講習会事業受講者数



(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

○その他岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援実績

【相談支援】

種別	内容	実績			
		R2	R3	R4	R5
専門家の法律相談	離婚・親権等の問題に対応するための弁護士等による法律相談	29 件	48 件	50 件	47 件
巡回相談	児童扶養手当現況届の時期に合わせ、ひとり親からの相談や、アンケートを実施	157 件	99 件	58 件	174 件
養育費相談	養育費の確保のための広報・啓発の推進、相談員による養育費の相談を実施	179 件	279 件	211 件	175 件

【研修等】

種別	内容	実績			
		R2	R3	R4	R5
就業支援セミナー	就業に対する不安を取り除き、就業後の生活設計について知識を深めるためにセミナーを実施	43 人	27 人	18 人	23 人

(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

8 子どもの居場所づくりアドバイザーの実施

(こどもの暮らしへの支援、地域の理解の促進関係)

こどもの居場所（学習支援や子ども食堂等）を立ち上げようとする方や既に実施している方を対象とし、アドバイザーを派遣し専門的な助言を実施しました。

○就任アドバイザー数、派遣回数

年度	R2	R3	R4	R5
就任アドバイザー数	6 人	9 人	9 人	9 人
派遣回数	5 回	18 回	16 回	12 回

(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

9 学習支援ボランティアマッチングの実施

(こどもの育ちへの支援、地域の理解の促進関係)

こどもの居場所づくりに協力できる人材を学習支援ボランティアとしてリストアップし、学習支援を実施する団体等への情報提供およびマッチングを行いました。

○学習支援ボランティア登録者・マッチング数

年度	R2	R3	R4	R5
登録者数	37 人	53 人	40 人	30 人
マッチング人数	36 人	40 人	22 人	21 人

(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

10 ネットワーク形成研修の実施

(こどものくらしへの支援、地域の理解の促進関係)

こどもの居場所の運営者に対し、こどもの居場所持続継続を目的として、こどもの居場所運営者のネットワークを広げるための研修を実施しました。

○ネットワーク形成研修の開催回数、参加人数

年度	R2	R3	R4	R5
開催回数	1	2	2	2
参加人数	55	139	91	108

(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

11 岐阜県子どもの居場所応援センターによる運営者支援の実施

(こどものくらしへの支援、地域の理解の促進関係)

令和4年度に岐阜県子どもの居場所応援センターを開設し、県内のこどもの居場所を増やし、併せてその継続を図るため、各こどもの居場所からの相談対応や、地域の企業・団体・個人とこどもの居場所との連携推進等の側面的支援を行いました。

○岐阜県子どもの居場所応援センター支援実績

年度	R4	R5
相談対応件数	112 件	90 件
情報発信回数	130 回	161 回
サポーター登録数	131 件	64 件

(出典：岐阜県子ども家庭課調べ)

第3章 岐阜県のこどもを取り巻く現状と課題

第1節 「岐阜県子ども調査」(令和5年度)の実施

岐阜県に住むこどもを取り巻く環境が、こどもの日々の生活などにどのように影響しているかを調べ、その結果を県の施策に活用することを目的に、「岐阜県子ども調査」を実施しました。

○岐阜県の子どもの貧困率(注1)・・・6.7%(H30調査時 7.2%)

調査対象や方法が異なるため、単純に比較することはできませんが、国等の調査結果より低くなっています。(参考：令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)における全国の子どもの貧困率は11.5%です。)

ただし、所得の低い家庭のこどもが一定数いることから、今後もこどもの貧困対策を推進していく必要があります。

注1：本調査では、国民生活基礎調査と同様に、一定基準(貧困線(注2))を下回る等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入)を世帯人員の平方根で割って算出した所得)しか得ていない者の割合(相対的貧困率)として算出しています。

注2：貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。なお、本調査独自の貧困線(137万円)は、令和4年度国民生活基礎調査における貧困線(127万円)に対し、10万円高くなっています。

本調査では、貧困線をもとに、貧困と非貧困に区分しました。さらに、非貧困を等価可処分所得の額に応じて3つに区分しました。

区分		定義
貧困	所得区分Ⅰ	等価可処分所得が137万円(貧困線)未満
	所得区分Ⅱ	等価可処分所得が205万円(Ⅰの1.5倍)未満
非貧困	所得区分Ⅲ	等価可処分所得が274万円(中央値：Ⅰの2倍)未満
	所得区分Ⅳ	等価可処分所得が274万円(中央値：Ⅰの2倍)以上

<参考：「岐阜県子ども調査」の具体的な調査方法等>

○調査方法

岐阜県全域において、郵送又はオンライン回答によるアンケート調査を実施しました。

○調査対象

小学校1年生の保護者並びに小学校5年生及び中学校2年生のこども及び保護者の各2,000人、計10,000人を対象としました(42市町村の住民基本台帳より無作為抽出)。

○調査期間

令和5年11月1日～30日

○回収数(回収率)

4,447(44.5%)

第2節 「岐阜県子ども調査」の調査結果及びこれを踏まえた課題

「岐阜県子ども調査」の調査結果及びこれを踏まえた課題を、以下のとおり整理しました。

なお、本調査における所得区分が高い世帯においても、困難な状態にある世帯が存在することや、アンケートに回答していない保護者・こどもの声は反映されていないことに留意する必要があります。

1 学習、進路希望、こどもの気持ちなどに関する課題

(1) 学校の授業の理解について

学校の授業について「いつもわからない」割合は中2の所得区分Ⅰが18.9%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較して、小5、中2ともに全体の割合が高くなっています。特に、中2の所得区分Ⅰの割合については、4.1ポイント高くなっています。

○授業が「いつもわからない」割合

<対象：子ども（小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小5	R5	3.4%	4.3%	3.5%	1.5%	4.0%	5.6%
	H30	1.8%	4.2%	3.6%	0.5%	1.3%	4.2%
中2	R5	7.4%	18.9%	7.7%	5.6%	5.7%	9.3%
	H30	5.6%	14.8%	6.7%	5.7%	3.7%	12.8%

(2) 勉強時間について

「(学習塾などの時間も含み) 下校後に1日あたり1時間以上勉強している」割合は、中2の所得区分Ⅱが58.6%と最も高くなっています。

中2の所得区分Ⅰと所得区分Ⅱを比較して、22.7ポイントの差があります。

また、平成30年度調査と比較して、小5のひとり親世帯、中2の所得区分Ⅱを除き、ポイントが低くなっています。

○下校後1時間以上勉強している割合

<対象：子ども（小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小5	R5	36.6%	38.2%	30.2%	33.5%	40.9%	29.5%
	H30	57.5%	45.9%	45.5%	53.9%	63.4%	42.2%
中2	R5	53.6%	35.9%	58.6%	53.2%	55.0%	51.2%
	H30	64.4%	44.5%	52.2%	64.2%	69.4%	46.2%

(3) 小学校入学時点でひらがなが書けたかについて

小学校入学の時点で、「ひとりで正しく書けなかった」割合は、所得が上がるにつれて低くなっています。

ひとり親世帯は県全体より高く、9.0ポイントの差があります。

また、平成30年度調査と比較して、所得区分Ⅰのポイントが9.9ポイント高くなっています。

○小学校入学時点で自分の名前をひらがなで「ひとりで正しく書けなかった」割合

<対象：子ども（小1）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	16.3%	29.3%	20.6%	17.2%	13.0%	25.3%
	H30	10.6%	19.4%	13.9%	13.4%	7.0%	17.2%

(4) 進路希望について

将来、行きたい学校については、いずれの所得区分においても「大学まで」が最も高い割合となっており、所得区分Ⅳ（58.7%）が最も高くなっています。また「高等学校まで」では所得区分Ⅰが37.7%と最も高くなっています。

特にひとり親世帯では、「高等学校まで」の割合が36.0%と県全体よりも13.4ポイント高く、平成30年度調査と比較して、10.4ポイント高くなっています。

○将来、行きたい学校 <中学2年生>

<対象：子ども>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
高等学校まで	R5	22.6%	37.7%	28.8%	22.4%	17.2%	36.0%
	H30	19.9%	31.5%	25.6%	25.8%	13.0%	25.6%
専門学校まで	R5	9.9%	15.1%	8.7%	7.7%	10.0%	8.1%
	H30	11.8%	14.8%	14.4%	12.6%	9.6%	17.9%
高等専門学校・短期大学まで	R5	5.3%	5.7%	6.7%	4.9%	5.7%	7.0%
	H30	6.5%	7.4%	6.7%	5.7%	6.6%	2.6%
大学まで	R5	53.5%	37.7%	43.3%	57.3%	58.7%	46.5%
	H30	54.4%	35.2%	46.7%	47.8%	64.8%	47.4%
大学院まで	R5	4.3%	1.9%	3.8%	2.8%	5.4%	2.3%
	H30	3.8%	0.0%	2.2%	3.8%	3.9%	1.3%

現実的に行くと思う学校については、所得区分ⅠとⅡでは、「高等学校まで」が最も高く、所得区分ⅢとⅣでは「大学まで」が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較して、所得区分Ⅰでは、「高等学校」までが4.8ポイント低下し、「大学まで」が7.9ポイント高くなっています。

○現実的に行くと思う学校＜中学２年生＞

<対象：子ども>

前回調査（平成３０年度） との比較		全体	所得段階				ひとり親 世帯
			所得区分 Ⅰ	所得区分 Ⅱ	所得区分 Ⅲ	所得区分 Ⅳ	
高等学校 まで	R 5	30.7%	41.5%	38.5%	31.5%	25.5%	38.4%
	H30	27.5%	46.3%	36.7%	32.7%	20.4%	37.2%
専門学校 まで	R 5	8.3%	11.3%	6.7%	6.3%	8.9%	4.7%
	H30	10.4%	13.0%	16.7%	10.1%	8.7%	12.8%
高等専門学 校・短期大 学まで	R 5	5.7%	5.7%	5.8%	5.6%	6.0%	9.3%
	H30	6.4%	3.7%	8.9%	5.7%	6.9%	6.4%
大学まで	R 5	45.8%	28.3%	36.5%	48.3%	52.4%	38.4%
	H30	46.1%	20.4%	33.3%	40.9%	56.5%	34.6%
大学院まで	R 5	2.7%	1.9%	2.9%	2.1%	2.6%	1.2%
	H30	2.2%	1.9%	0.0%	3.8%	1.8%	1.3%

将来行きたい学校（以下「理想」という。）と現実的に行くと思う学校（以下「現実」という。）を比較すると、大学等（専門学校、高等専門学校・短期大学、大学、大学院）を選択したのは、所得区分Ⅰが「理想」60.4%、「現実」47.2%で、ともに全区分の中で最も低く、「理想」と「現実」の差も、13.2ポイントと最も高くなっています。

平成３０年度調査との比較では、所得区分Ⅰが「現実」で大学等を選択する割合は39.0%から8.2ポイント上昇し、「理想」と「現実」の差も5.2ポイント縮小しました。

○将来行きたい学校の理想と現実の比較＜中学２年生＞

<対象：子ども>

前回調査（平成３０ 年度）との比較		理想		現実	
		高等学校	大学等	高等学校	大学等
所得区分Ⅰ	R 5	37.7%	60.4%	41.5%	47.2%
	H30	31.5%	57.4%	46.3%	39.0%
所得区分Ⅱ	R 5	28.8%	62.5%	38.5%	51.9%
	H30	25.6%	70.0%	36.7%	58.9%
所得区分Ⅲ	R 5	22.4%	72.7%	31.5%	62.3%
	H30	25.8%	69.9%	32.7%	60.5%
所得区分Ⅳ	R 5	17.2%	79.8%	25.5%	69.9%
	H30	13.0%	84.9%	20.4%	73.9%

※大学等は、専門学校、高等専門学校・短期大学、大学、大学院の割合の合計

(5) 現在の気持ち（自分は価値のある人間だと思う）について

「自分は価値のある人間だと思う」について「そう思わない」割合は、小5においては、所得区分Ⅰが他の所得区分に比べ低くなっています。一方で、中2においては、所得区分Ⅰの割合が他の所得区分に比べて高くなっています。

平成30年度調査と比較して、所得区分Ⅰにおいては、小5（△8.3）、中2（△7.1）ともにポイントが大きく低下しています。

○自分は価値のある人間と思わない割合

<対象：子ども（小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小5	R5	7.3%	2.1%	10.6%	4.4%	7.7%	11.3%
	H30	7.9%	10.4%	8.9%	8.1%	6.5%	14.1%
中2	R5	7.1%	15.1%	5.8%	8.4%	6.9%	8.1%
	H30	9.0%	22.2%	7.8%	8.2%	8.5%	8.8%

(6) こどものための無料の学習塾の利用意向について

こどものための無料の学習塾に関して「(利用していないが) 利用したい」割合については、いずれの所得区分においても半数以上となっています。

ひとり親世帯は、中2を除き、県全体の割合より高くなっています。

平成30年度調査と比較して、「(利用していないが) 利用したい」の割合が全体的に低下し、「すでに利用している」の割合が全体として上昇しています。

○無料の学習塾をすでに利用している割合

<対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	1.0%	3.4%	1.5%	0.5%	0.8%	2.2%
	H30	0.5%	0.0%	0.5%	0.9%	0.5%	1.1%
小5	R5	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%
	H30	0.5%	0.0%	0.8%	0.8%	0.4%	0.0%
中2	R5	1.9%	5.0%	2.6%	0.6%	1.0%	7.2%
	H30	0.5%	0.0%	1.0%	0.0%	0.4%	1.2%

○無料の学習塾を（利用していないが）利用したい割合

<対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	77.0%	74.1%	85.3%	81.3%	73.6%	80.2%
	H30	77.8%	83.5%	87.1%	81.2%	72.3%	79.6%
小5	R5	75.2%	84.6%	82.2%	82.2%	69.5%	78.8%
	H30	76.1%	80.4%	82.3%	84.2%	72.6%	85.3%
中2	R5	63.5%	66.7%	72.4%	72.8%	58.6%	55.7%
	H30	66.9%	83.9%	81.4%	72.6%	61.1%	77.4%

<課題>

○ 所得区分が低い世帯は、所得区分が高い世帯と比較して、相対的に以下の傾向があることがうかがえます。ひとり親世帯も全体と比較すると同様です。

H30調査時から指標が改善→△

H30調査時から指標が悪化または現状維持→▼

- ・ 学習の習熟度が不足している傾向 (▼)
- ・ 学校の授業以外の学習の機会が少ない傾向 (▼)
- ・ 小学校入学時点等までに一定水準の教育を受けていない傾向 (▼)
- ・ 大学まで進学することが困難と考えるこどもが多いという傾向 (△)
- ・ こどもの自己肯定感が低い傾向 (△)
- ・ こどものための無料の学習塾の利用意向が高い傾向 (△)

※ 所得区分が高い世帯においても、上記の状態にある世帯が存在することに留意する必要があります。

2 地域との関係、家庭生活などに関する課題

(1) 友人・知人、地域との関係について

子育てや教育についての悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人について、「いない」「あまりいない」「まったくいない」割合は、いずれの学年においても、所得区分Ⅰでそれぞれ2割以上となっており、中2が40.0%と最も高くなっています。

ひとり親世帯は、県全体の割合より高くなっています。

平成30年度調査と比較して、一部を除き、ポイントが高くなっているところがほとんどです。

○子育てや教育について悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人がいない割合

<対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	14.8%	25.9%	17.7%	14.1%	13.1%	19.8%
	H30	12.6%	22.3%	11.8%	9.0%	10.4%	21.5%
小5	R5	18.0%	23.1%	18.5%	17.8%	18.6%	26.3%
	H30	13.8%	25.5%	17.7%	12.9%	10.9%	29.4%
中2	R5	19.9%	40.0%	19.0%	15.8%	19.8%	30.9%
	H30	14.9%	27.5%	10.8%	19.5%	12.6%	27.4%

(2) こどもを預かってもらえる人の有無について

こどもを預かってもらえる人がいない方の割合は、所得区分Ⅰは他の所得区分よりも高くなっています。

平成30年度調査と比較して、所得区分Ⅰ（△7.3）及びひとり親世帯（△5.3）の割合が低くなっています。（改善）

○こどもを預かってもらえる人がいない割合

<対象：保護者（小1）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	10.0%	12.1%	10.8%	9.4%	10.1%	5.5%
	H30	8.9%	19.4%	8.2%	7.2%	7.4%	10.8%

(3) こども食堂の利用意向について

こども食堂に関して「(利用していないが) 利用したい」割合は、小1の所得区分Ⅰ、Ⅱにおいて半数以上となっており、その他の学年、所得区分においても概ね3割を超えています。

平成30年度調査と比較して、「(利用していないが) 利用したい」割合は、全体として高くなっています。

また、「すでに利用している。」割合については、平成30年度調査と比較して、すべての学年、所得区分でポイントが高くなっています。（改善）

○こども食堂を（利用していないが）利用したい家庭の割合

<対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	45.4%	56.9%	50.5%	46.9%	42.5%	51.6%
	H30	37.1%	55.3%	40.2%	35.8%	33.7%	60.2%
小5	R5	40.0%	46.2%	47.1%	40.1%	36.0%	45.0%
	H30	32.4%	31.4%	36.9%	30.4%	33.6%	38.7%
中2	R5	32.4%	40.0%	41.4%	34.8%	29.9%	43.3%
	H30	26.6%	35.5%	35.3%	29.1%	24.2%	38.1%

○こども食堂をすでに利用している家庭の割合

<対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	5.0%	12.1%	3.4%	5.2%	5.0%	12.1%
	H30	1.2%	1.9%	0.0%	1.8%	1.1%	0.0%
小5	R5	3.4%	3.8%	3.8%	3.3%	4.0%	1.3%
	H30	1.0%	0.0%	1.5%	1.2%	0.8%	0.0%
中2	R5	2.6%	3.3%	3.4%	2.5%	2.5%	7.2%
	H30	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(4) 食事について

学校のある日の朝ごはんを「食べない」割合は、中2の所得区分Ⅰでは約2割近くに達しています。

○学校のある日の朝ごはんを「食べない」割合

<対象：子ども（小5・中2）>

前回調査（平成30年度） との比較		全体	所得段階				ひとり親 世帯
			所得区分 Ⅰ	所得区分 Ⅱ	所得区分 Ⅲ	所得区分 Ⅳ	
小5	R5	2.1%	4.3%	2.1%	0.0%	2.1%	4.2%
	H30	1.3%	2.1%	1.8%	1.4%	0.6%	5.6%
中2	R5	6.3%	17.0%	3.8%	2.8%	5.7%	9.3%
	H30	3.9%	9.3%	5.6%	3.8%	2.7%	10.3%

<課題>

- 所得区分が低い世帯は、所得区分が高い世帯と比較して、相対的に以下の傾向があることがうかがえます。ひとり親世帯も全体と比較すると同様です。

H30調査時から指標が改善→△

H30調査時から指標が悪化または現状維持→▼

- ・ 地域での相談先などが少ないなどの傾向があり、こどもを養育する方が地域から孤立している傾向（▼）
- ・ こどもが朝食を食べない傾向があるなど、望ましい食習慣や生活習慣を形成されていない傾向（▼）
- ・ 「こども食堂を利用したいが利用できていない状況」がうかがえます。（▼）（※2）

※1 所得区分が高い世帯においても、上記の状態にある世帯が存在することに留意する必要があります。

※2 既に利用している割合も増加していることから、こども食堂の利用が促進されていることについても留意する必要があります。

3 経済的な状況に関する課題

(1) 経済的な理由による未払い・滞納について

電気料金、ガス料金又は水道料金の滞納が「あった」割合については、小5の水道料金を除き、所得区分Ⅰが最も高くなっており、県全体と比較しても大きな割合となっています。

ひとり親世帯の未払い・滞納が「あった」割合は、電気料金の小5、水道料金の小5を除いて、県全体の割合を上回っています。

平成30年度調査時と比較して、所得区分Ⅰの全学年において、ポイントが低くなっています。特に、電気料金の小1については、7.7ポイント低くなっています。

○経済的な理由による未払い・滞納が「あった」ものの割合 <対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度） との比較			全体	所得段階				ひとり 親世帯
				所得区 分Ⅰ	所得区 分Ⅱ	所得区 分Ⅲ	所得区 分Ⅳ	
電気料金	小1	R5	1.7%	6.9%	2.0%	3.1%	0.2%	6.6%
		H30	3.1%	14.6%	2.6%	3.3%	0.0%	9.7%
	小5	R5	1.9%	3.8%	6.4%	1.3%	0.7%	1.3%
		H30	2.3%	5.9%	3.1%	4.0%	0.6%	4.0%
	中2	R5	1.9%	6.7%	3.4%	0.6%	1.2%	3.1%
		H30	3.2%	11.3%	7.8%	2.2%	1.2%	10.7%
ガス料金	小1	R5	1.4%	6.9%	1.5%	2.1%	0.0%	6.6%
		H30	2.4%	11.7%	2.6%	2.1%	0.2%	7.5%
	小5	R5	1.2%	5.8%	3.2%	1.3%	0.2%	1.3%
		H30	1.9%	5.9%	2.3%	4.0%	0.2%	4.0%
	中2	R5	1.1%	8.3%	1.7%	0.0%	0.2%	3.1%
		H30	2.7%	12.9%	6.9%	3.9%	0.2%	9.5%
水道料金	小1	R5	1.7%	8.6%	2.0%	1.6%	0.6%	7.7%
		H30	2.5%	11.7%	2.1%	2.4%	0.7%	7.5%
	小5	R5	1.6%	0.0%	6.4%	0.7%	0.7%	1.3%
		H30	2.4%	5.9%	3.8%	5.3%	0.6%	4.0%
	中2	R5	1.5%	6.7%	4.3%	0.6%	0.5%	4.1%
		H30	3.0%	14.5%	5.9%	2.8%	1.2%	8.3%

(2) 経済的な理由から食料や衣料が買えなかった経験について

食料が買えなかった経験、衣料が買えなかった経験のいずれについても、「あった」（「よくあった」＋「ときどきあった」＋「まれにあった」）割合は、所得が低くなるほど割合が高くなっています。

ひとり親世帯の「あった」割合は、いずれも県全体の割合を上回っています。

平成30年度調査と比較して、小1、小5、中2ともに県全体の割合が高くなっています。一方、ひとり親世帯の中2の割合については、食料は9.9ポイント、衣料は20.1ポイントそれぞれ低くなっています。

○経済的な理由で食料を買えなかった経験があった家庭の割合 <対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	13.0%	36.2%	21.6%	17.8%	5.3%	23.1%
	H30	10.9%	33.0%	17.5%	10.8%	4.1%	21.5%
小5	R5	14.9%	30.7%	28.1%	15.8%	8.4%	25.0%
	H30	12.1%	33.4%	27.7%	14.6%	4.4%	24.0%
中2	R5	14.9%	51.6%	25.9%	15.9%	6.3%	24.7%
	H30	14.6%	46.8%	25.5%	21.3%	6.7%	34.6%

○経済的な理由で衣料を買えなかった経験がある家庭の割合 <対象：保護者（小1・小5・中2）>

前回調査（平成30年度）との比較		全体	所得段階				ひとり親世帯
			所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小1	R5	18.6%	48.2%	28.4%	27.1%	8.7%	29.7%
	H30	18.4%	46.7%	26.3%	19.7%	8.2%	29.1%
小5	R5	20.6%	32.7%	37.6%	25.0%	11.6%	27.6%
	H30	19.9%	48.9%	43.8%	21.5%	9.6%	38.6%
中2	R5	22.5%	56.7%	43.1%	27.2%	11.0%	29.9%
	H30	22.0%	59.7%	38.2%	27.4%	12.6%	50.0%

(3) 教育にかかる経費への負担感について

教育にかかる経費について、負担が大きいと感じているものについては、所得区分Ⅰでは、小1、小5、中2ともに「学用品費」が最も高い、又は同率となっており、その他の所得区分では、所得区分Ⅱの小1を除いて「学校外の教育費」の割合が高くなっています。

○教育にかかる経費で負担が大きいと感じているものの割合

＜対象：保護者（小１・小５・中２）＞

前回調査（平成３０年度）との比較			全体	所得段階				ひとり親世帯
				所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
学用品費	小１	R５	30.7%	48.3%	41.7%	38.0%	19.6%	44.0%
		H30	20.6%	41.7%	23.2%	24.8%	13.2%	36.6%
	小５	R５	27.8%	46.2%	38.9%	34.2%	20.2%	38.8%
		H30	18.0%	41.2%	27.7%	22.3%	12.0%	29.3%
	中２	R５	28.5%	51.7%	34.5%	39.2%	20.8%	29.9%
		H30	21.8%	35.5%	30.4%	29.6%	14.5%	31.0%
学校外の教育費	小１	R５	40.1%	27.6%	39.2%	44.8%	39.0%	41.8%
		H30	39.8%	34.0%	37.1%	40.9%	42.6%	31.2%
	小５	R５	47.3%	40.4%	40.1%	47.4%	50.9%	38.8%
		H30	47.9%	51.0%	44.6%	49.0%	48.6%	53.3%
	中２	R５	54.7%	51.7%	56.9%	57.0%	52.9%	52.6%
		H30	56.5%	41.9%	48.0%	50.3%	60.5%	51.2%

＜課題＞

○ 所得区分が低い世帯は、所得区分が高い世帯と比較して、相対的に以下の傾向があることがうかがえます。ひとり親世帯も全体と比較すると同様です。

H30調査時から指標が改善→△

H30調査時から指標が悪化または現状維持→▼

- ・ 経済的な理由による未払い等が多い傾向（△）
- ・ 経済的な理由で食料・衣料を買えなかった経験が多い傾向（▼）
- ・ 学用品費の負担を大きく感じている傾向（▼）

※データには表れていない課題が内在していることに留意する必要があります。

※ 所得区分が高い世帯においても、上記の状態にある世帯が存在することに留意する必要があります。

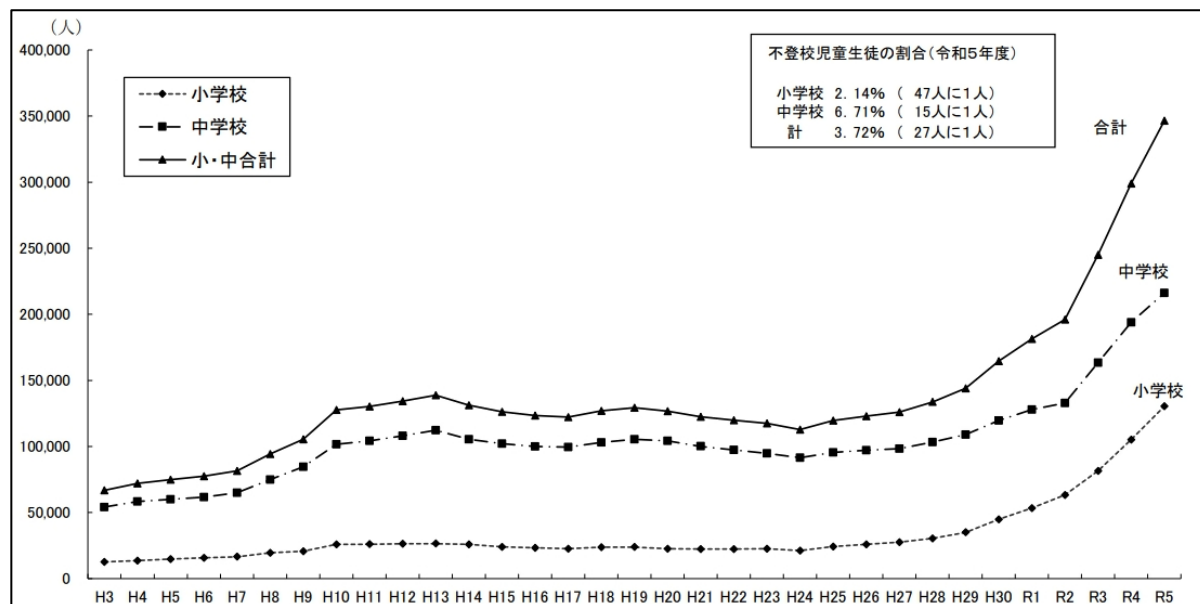
第3節 その他子どもたちを取り巻く現状

1 不登校児童生徒数の推移

全国の小中学校の不登校児童生徒数は増加傾向です。特に令和2年度から令和5年度にかけて急激に増加しています。

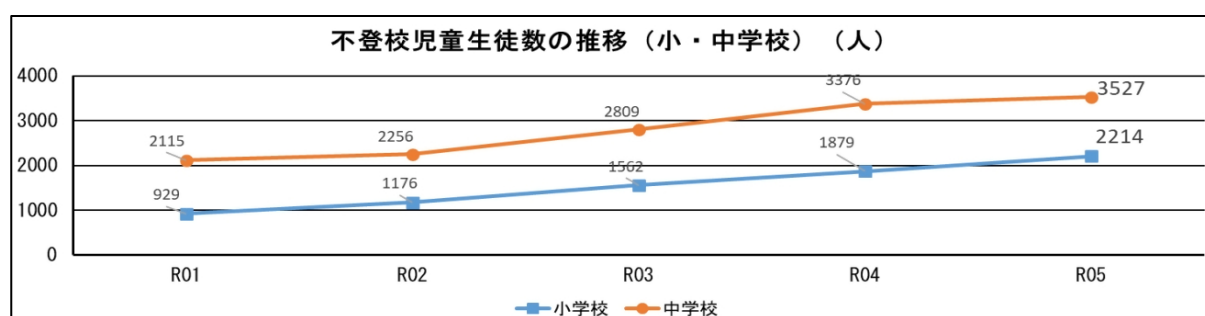
岐阜県においても、小中学校の不登校児童生徒数は増加傾向にあります。

○全国の不登校児童生徒数の推移



(出典：令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
(令和5年10月4日 文部科学省))

○県内不登校児童数生徒数の推移



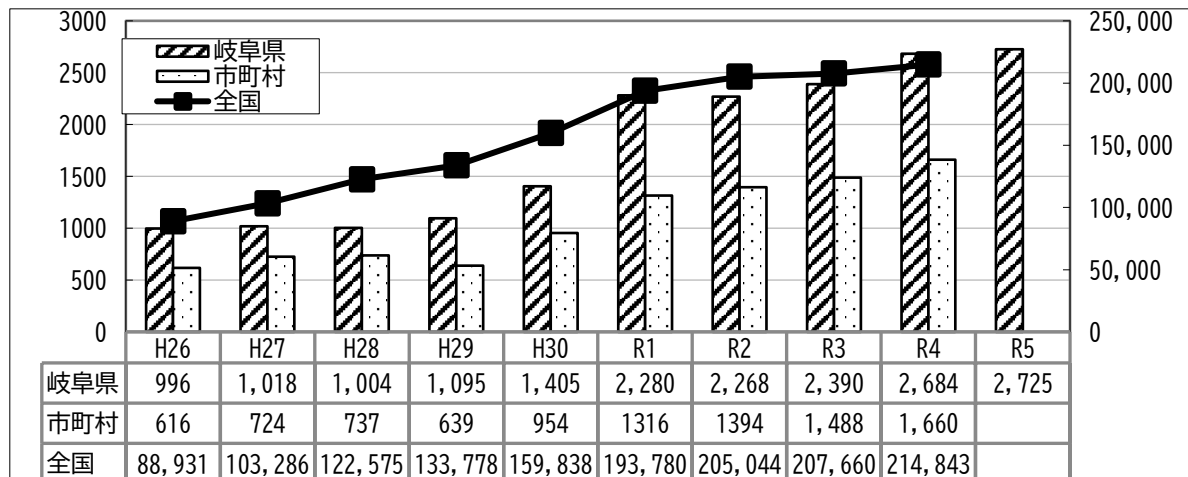
(出典：「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について
(令和6年10月29日 岐阜県学校安全課・特別支援教育課))

2 児童虐待相談対応件数

全国における児童虐待相談対応件数は、毎年増加しています。岐阜県においても、全国と同様に増加傾向にあります。

○児童虐待相談対応件数の推移

(単位：件)



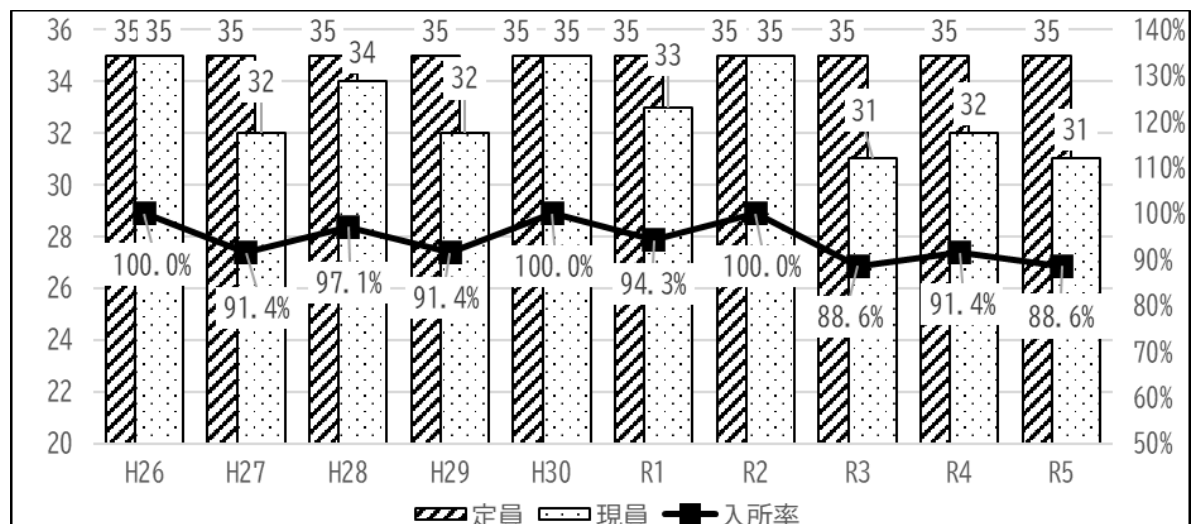
(出典：福祉行政報告例)

3 乳児院及び児童養護施設の状況について

県内の乳児院は2箇所（定員35名）、児童養護施設は10箇所（定員447名）が運営されています。特に児童養護施設では、小規模化の影響等により、入所定員が減少しています。

○乳児院の定員及び入所率

(単位：人)

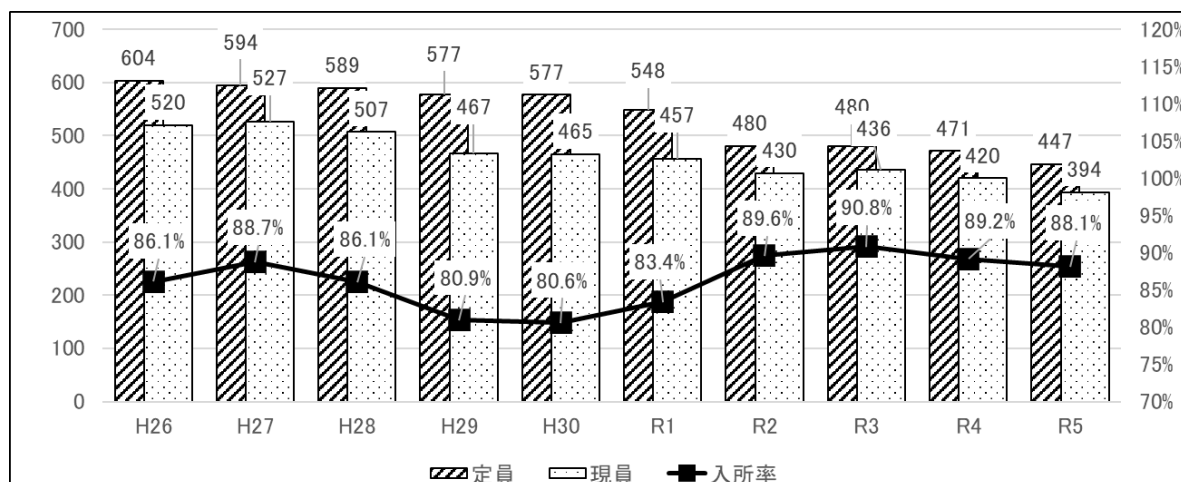


(各年度3月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

○児童養護施設の定員・現員・入所率の推移

(単位：人)



(各年度3月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

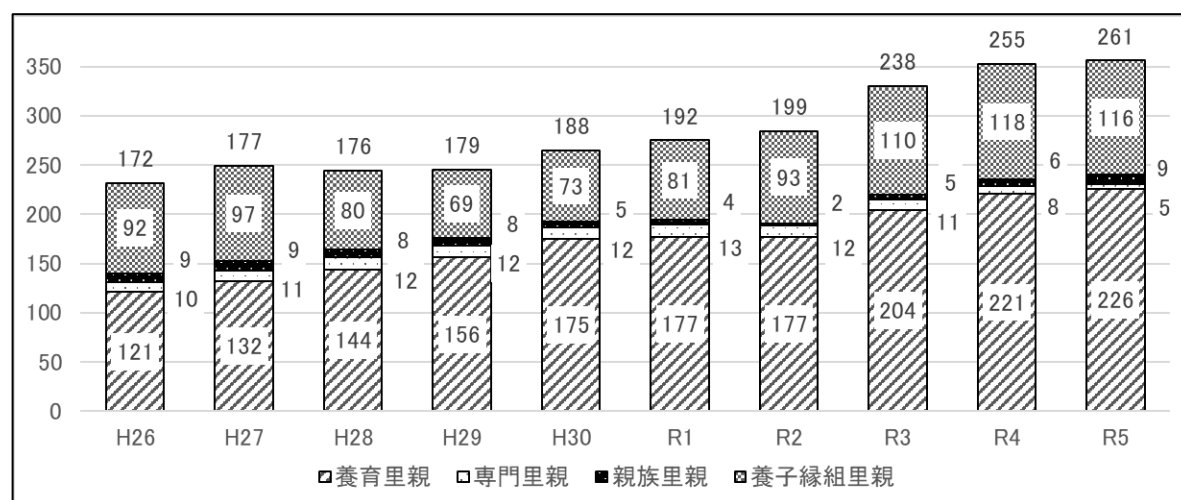
4 里親及びファミリーホームの状況について

里親等委託率は、上昇傾向にあり、令和5年度時点で18.0%となっています。3歳未満児の里親等委託率は50.0%に達しています。

里親登録数は、年々増加傾向にあり、養育里親の登録数は令和5年度時点で226世帯となっています。

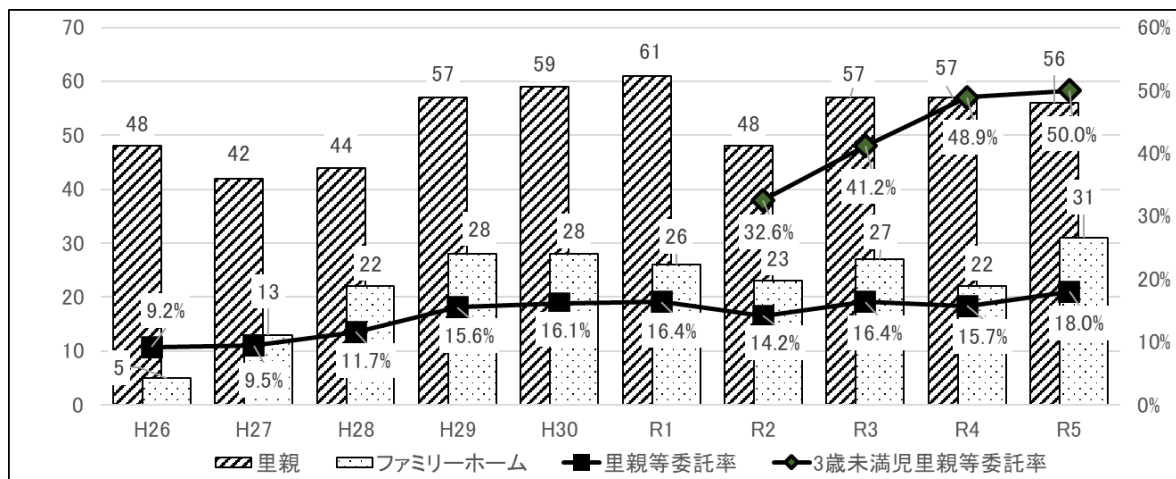
※里親等委託率：要保護児童のうち里親及びファミリーホームへ委託されたこどもが占める割合

○里親登録数の推移



(出典：福祉行政報告例)

○里親及びファミリーホームへのこどもの委託状況

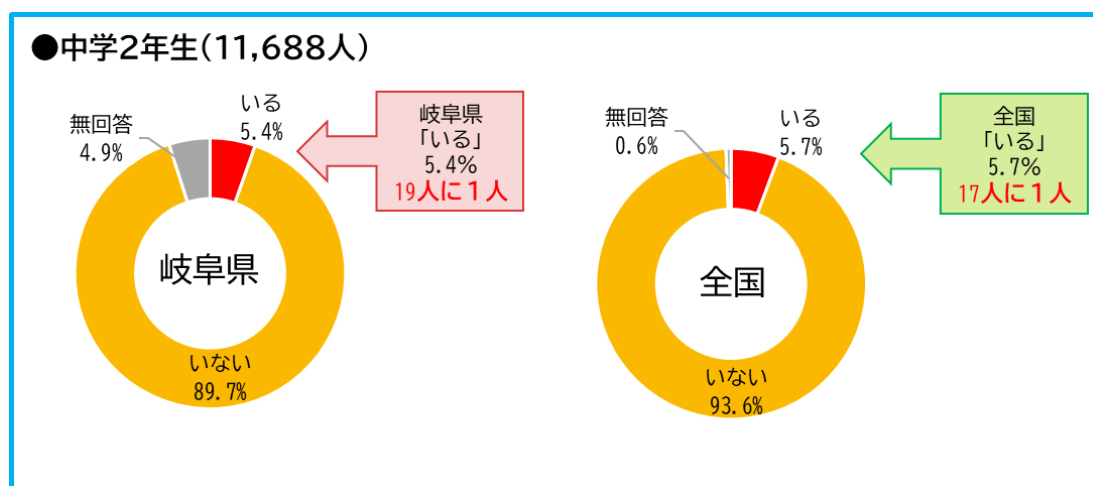


(出典：福祉行政報告例)

5 岐阜県におけるヤングケアラーの実態

岐阜県ヤングケアラー実態調査報告書によると、自分が「ヤングケアラーにあてはまる」と回答したこどもは2%程度です。また、「世話をしている家族がいる」と回答した中学生の割合は、全国調査と同程度となっています。

○世話をする家族の有無

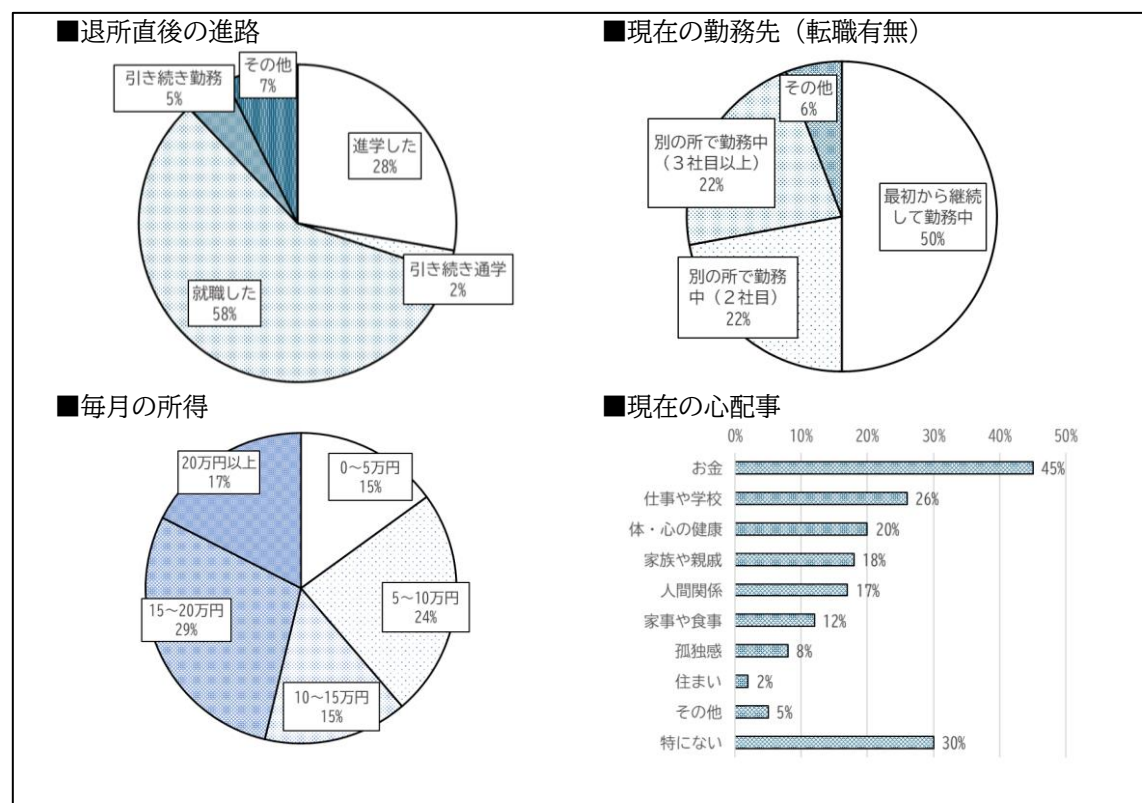


(出典：岐阜県ヤングケアラー実態調査報告書 岐阜県子ども家庭課)

6 社会的養護経験者の就職・就業

児童養護施設入所児童等の卒業後の進路は、一般に比べ進学率が低く、就職が多くなっています。就業が長く継続しないケースも多く、退所後の安定した生活基盤の構築や自立に向けた支援が必要です。

○社会的養護経験者の就職・就業状況等の状況



（出典：令和6年度社会的養護自立支援実態把握調査 岐阜県子ども家庭課）

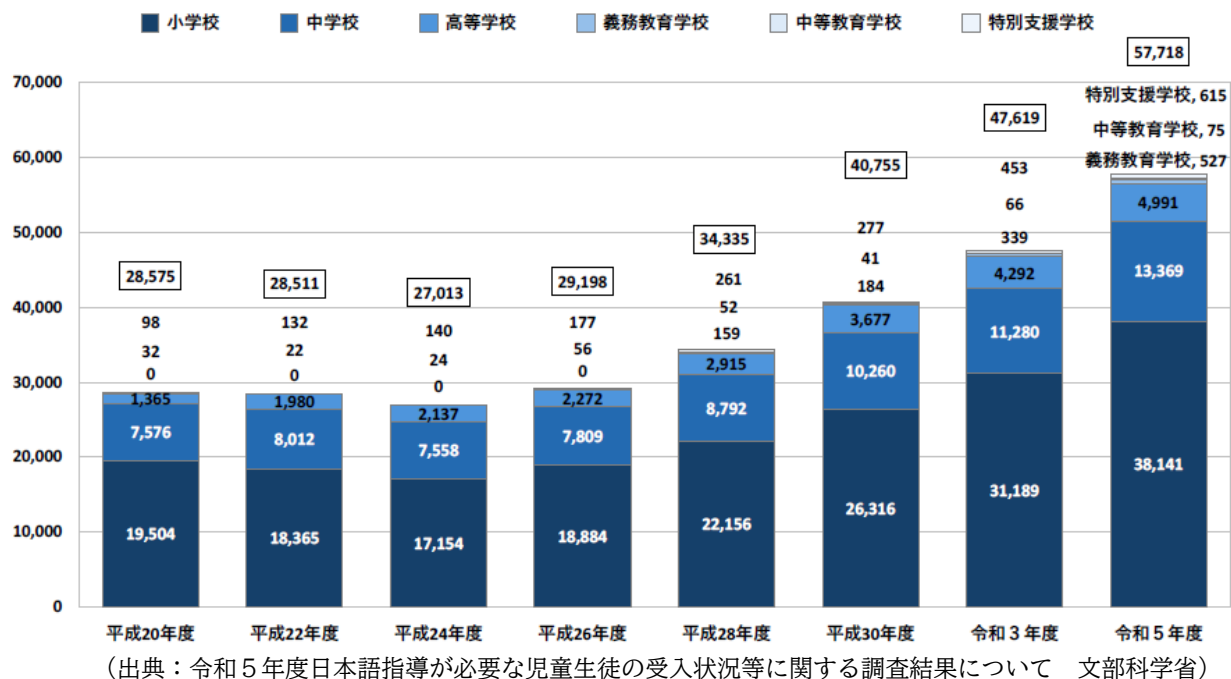
7 外国にルーツを持つこどもの貧困状況について

全国の小学校～高等学校における、日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒数については、年々増加しています。

また、令和5年度の岐阜県における日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒数は、外国籍が1,877人、日本国籍が189人となっています。

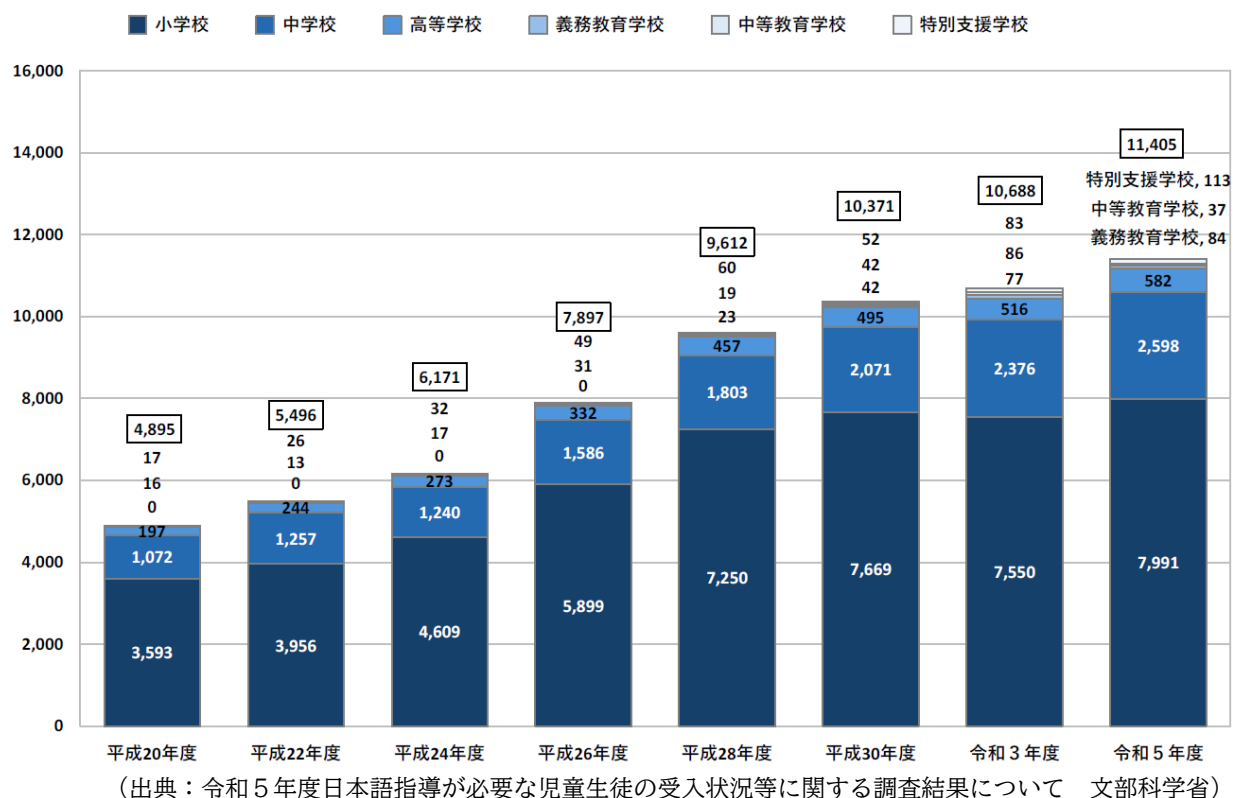
○全国の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和3年度	令和5年度
小学校	19,504	18,365	17,154	18,884	22,156	26,316	31,189	38,141
中学校	7,576	8,012	7,558	7,809	8,792	10,260	11,280	13,369
高等学校	1,365	1,980	2,137	2,272	2,915	3,677	4,292	4,991
義務教育学校	-	-	-	-	159	184	339	527
中等教育学校	32	22	24	56	52	41	66	75
特別支援学校	98	132	140	177	261	277	453	615
合計	28,575	28,511	27,013	29,198	34,335	40,755	47,619	57,718



○全国の日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数

	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和3年度	令和5年度
小学校	3,593	3,956	4,609	5,899	7,250	7,669	7,550	7,991
中学校	1,072	1,257	1,240	1,586	1,803	2,071	2,376	2,598
高等学校	197	244	273	332	457	495	516	582
義務教育学校	-	-	-	-	23	42	77	84
中等教育学校	16	13	17	31	19	42	86	37
特別支援学校	17	26	32	49	60	52	83	113
合計	4,895	5,496	6,171	7,897	9,612	10,371	10,688	11,405



○岐阜県の日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒数（令和５年度）

令和5年度																							
岐阜県	小学校		中学校		高等学校				義務教育学校				中等教育学校				特別支援学校				合計		
	うち 特別 支援 学級	うち 特別 支援 学級	(計)	全 日 制	定 時 制	通 信 制	(計)	前期課程	うち 特別 支援 学級	後期課程	うち 特別 支援 学級	(計)	前期課程	うち 特別 支援 学級	後期課程	(計)	小学部	中学部	高等部	うち 特別 支援 学級			
外国籍	1,229	80	419	18	141	86	55	0	16	13	0	3	0	0	0	0	0	72	39	14	19	1,877	98
日本国籍	145	11	19	2	8	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	5	4	8	189	13

（出典：「令和５年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について 文部科学省」数値より）

令和４年度中の日本語指導が必要な中学生等の進学率は、令和５年度時点で 90.3% となっており、全中学生等の進学率(99.0%)と比較して 8.7 ポイント低くなっています。

○令和４年度中の日本語指導が必要な中学生等の進学率

	中学校等を卒業した生徒数		中学校等を卒業した後高等学校や専修学校などの教育機関等（※１）に進学等した生徒数		進学率	
	令和５年度	令和３年度	令和５年度	令和３年度	令和５年度	令和３年度
日本語指導が必要な中学生等	4,464	4,216	4,029	3,791	90.3%	89.9%
全中学生等	1,008,419	983,810	998,557	975,671	99.0%	99.2%
	(※2)	(※3)	(※2)	(※3)		

（※１）専修学校（高等課程、一般課程）、公共職業能力開発施設等を含む

（※２）「令和５年度学校基本調査」を基に算出（※３）「令和３年度学校基本調査」を基に算出

（出典：令和５年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について 文部科学省）

令和４年度中の日本語指導が必要な高校生等の進学率は、令和５年度時点で 46.6% となっており、全高校生等の進学率(75.0%)を大きく下回っています。

また、令和４年度中の日本語指導が必要な高校生等において、進学も就職もしていない者の率は、令和５年度時点で 11.8% となっており、全高校生等の率(6.5%)と比較して 5.3 ポイント高くなっています。

○令和４年度中の日本語指導が必要な高校生等の進学率

	高等学校等を卒業した生徒数		高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等（※５）に進学等した生徒数		進学率	
	令和５年度	令和３年度	令和５年度	令和３年度	令和５年度	令和３年度
日本語指導が必要な高校生等	1,010	951	471	493	46.6%	51.8%
全高校生等	668,892 (※６)	712,927 (※７)	501,533 (※６)	523,223 (※７)	75.0%	73.4%

（※５）短期大学、専門学校、各種学校を含む

（※６）「令和５年度学校基本調査」を基に算出

（※７）「令和３年度学校基本調査」を基に算出

（出典：令和５年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について 文部科学省）

○令和４年度中の日本語指導が必要な高校生等における進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数		高等学校等を卒業した後進学・就職（・帰国）していない生徒数（不詳、死亡は除く）		進学も就職もしていない者の率	
	令和５年度	令和３年度	令和５年度	令和３年度	令和５年度	令和３年度
日本語指導が必要な高校生等	1,010	951	119	128	11.8%	13.5%
全高校生等	668,892 (※６)	712,927 (※７)	43,803 (※６)	45,777 (※７)	6.5%	6.4%

（※６）「令和５年度学校基本調査」を基に算出

（※７）「令和３年度学校基本調査」を基に算出

（出典：令和５年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について 文部科学省）

第４節 こども・若者からの主な意見

県では、本章第１節から第３節のデータからでは読み取れないこども・若者の生の声を把握するため、令和６年４月から、こどもの居場所へ赴き、こどもの居場所を利用してこども・若者へ個別に意見聴取を行いました。

１ 聴取対象

こどもの居場所を利用するこども・若者

２ 聴取方法

こどもの居場所等を訪問し、個別に意見聴取を行いました。

3 主な意見

<学習に関する声>

- ・作文が苦手だったが、今は作文を先生に読んでもらうことが楽しみ。
- ・算数が得意でなかったが、少し得意になった。
- ・ここだと、自分のペースで勉強ができる。楽しく過ごせる。

<生活の悩み事、精神面に関する声>

- ・学校では言いづらいけど、ここだと困っていると言える。
- ・相手が安心して人だから言いたいことが言え、気持ちが楽になる。
- ・何を言っても否定されない、きちんと聞いてくれる、一緒に考えてくれる。
- ・知り合いじゃないから、言いやすい。
- ・誰一人分け隔てなく接してくれるので、悩みを漏らすことができる。
- ・大学生が遊んでくれる。学校より楽しい。
- ・自分の気持ちがリセットできる。次がんばろう、学校へ行こうと思える。
- ・ここに来るようになって、気持ちが落ち込みにくくなった。
- ・人と関わるのが好きになり、自分でやろうと決めたことががんばれるようになった。
ここがなかったら、学校をやめていたかも。
- ・色々な人が声掛けしてくれるので、居場所に行く日は、家でも笑顔が多い。
- ・家では怒られてばかり。ここだと、どんな小さなことでも良いところを見つけて褒めてくれる。自分に自信が持て、やる気が出る。
- ・同じ境遇の人がいて気持ちが安らぐ。
- ・友達ができた。

<外国にルーツを持つこども・若者の声>

- ・日常会話はできるが、日本語の読み書きが苦手であり、就職試験で不合格となった。
- ・漢字が難しく、授業についていけない。
- ・日本の企業で働くために日本語を勉強したいと居場所に相談した結果、日本語の勉強意欲が湧き、希望が持てた。

<その他>

- ・あまり大人の方から構わないでほしい。
- ・普段できない体験（おやつ作り等）をさせてもらえると大事にされていると感じる。
- ・ボランティアの音楽家と出会いをきっかけに、将来の夢を持つようになった。

第5節 支援団体等の主な意見

県では、こどもの貧困対策に向け活動している現場の生の声を把握するため、令和6年4月から、個別訪問や会議での意見聴取やこどもの居場所関係者へのアンケートなど、様々な機会支援団体や市町村等の意見を聴取してきました。

1 聴取対象

支援団体（直接的に支援を行っているNPO、社会福祉協議会等）、市町村など

2 聴取方法

団体等への個別訪問による意見聴取、市町村担当者会議における意見聴取、こどもの居場所関係者への研修会でのアンケート方式による意見聴取等。

3 主な意見

<こどもの育ち・学びについて>

- ・交通手段がない等の理由により支援の場へ通えないこどもへの対策が必要。
- ・教育と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカー不足。十分なマンパワーの確保が必要。
- ・貧困を含めた困り感を抱えるこどもは心の内を容易には表出しない。学校の担任の先生には言えないことが、スクールカウンセラーや養護教諭には話せるケースもある。

<こどもの安心なくらし・自立について>

- ・現在のこども家庭センター等では、分野外の関係機関に円滑に支援を繋げられていない。
- ・支援を必要とする対象者に来てもらうことが難しい
- ・資金、人材が不足している。
- ・いじめや不登校、虐待、自殺、暴力行為等の背景に「貧困」があるため、根っこである「貧困」を叩いてしまわないと解消しない。
- ・外国にルーツを持つこどもは、不安定就労、経済的に大変な状況等課題がある。

<地域の理解促進、関係者の連携について>

- ・こどもがいる現場に赴き、意見を聞くことは大切。
- ・乳幼児期のこども、就学前のこどもの意見は、こどもたちの意見を適格に理解し発せられる大人から聞くことが重要。
- ・こどもの居場所運営者と関係機関との間で、情報共有が可能なネットワーク形成が必要。
- ・義務教育を受けているこどもたちが学校を離れ、社会に出た時に、多岐に渡る立場の方々から手を差し伸べられ、また力を得て登校してくる。そうした多岐に渡る組織同士が互いの不得手な部分を補うことが重要。
- ・今の人との繋がりが希薄な社会では、大人はこどもたちの顔を覚えて声をかけることから始める必要がある。

第4章 岐阜県こども計画の考え方及び本計画における主な取組み

岐阜県こども計画においては、こどもの健やかな成長支援のため、以下の4つの観点によりこどもの貧困対策に取り組むこととしており、その基本的な考え方及び目標となる指標、並びに本計画における主な取組みは次のとおりです。（具体的な取組みは第5章のとおりです。）

1 こどもの育ち・学びへの支援

- ・全てのこどもが自身の持つ能力や可能性を最大限に伸ばして、希望する進路を選択することができるようにするためには、家庭の環境や経済状況に関わらず、幼児期から質の高い教育を受けられるよう支援する必要があることから、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、修学支援制度や資金貸付の活用を促進します。
- ・こどもの学習意欲を高め、個々の理解度に応じた学習サポートを行う環境づくりのため、居住地域を問わない学習支援機会の確保に努めます。

【目標となる指標】

項 目	現 状	目 標
生活困窮世帯やひとり親家庭のこども等を対象とした学習支援事業を実施する市町村数	23市町村 (R6.3.31)	30市町村
こども食堂などの居場所のある市町村数	37市町 (R6.3.31)	42市町村

<主な取組み>

(1) 幼児教育・保育の無償化等及び質の向上

- ・幼児教育・保育の無償化
- ・保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修の実施

(2) 地域に開かれたプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を県内各公立学校へ周知徹底。社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人材の確保、資質向上等。私立学校においては、教育相談体制整備の一環として費用を補助し実施。）
- ・家庭教育をサポートする人材の育成、家庭教育支援員の配置

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・公立高等学校・私立高等学校等中途退学者の学び直し支援
- ・低所得世帯の私立高等学校生に対する授業料等の経済的支援

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・高等教育の就学支援制度の活用促進（給付型奨学金）（授業料減免）
- ・医学生・介護福祉士・保育士に対する修学資金の貸付
- ・衛生専門学校等の県立学校の授業料減免

(5) 特に配慮を要するこどもへの支援

- ・児童養護施設入所児童等の学習支援及び習い事受講の支援

- ・ 特別支援教育を必要としている児童生徒に対する支援
- ・ 外国にルーツを持つこどもの就学及び進学への支援
- ・ 外国にルーツを持つこどもの学習支援者研修の実施

(6) 教育費負担の軽減

- ・ 要保護・準要保護児童生徒への就学支援
- ・ 就学が困難な高校生等に対する高等学校等就学支援金の支給や奨学金等の給付・貸付
- ・ 生活保護法の教育扶助等の支給、生活福祉資金の貸付
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(7) 地域における学習支援等

- ・ こどもの居場所づくりのネットワーク形成・相互交流の促進
- ・ 放課後子ども教室等の推進
- ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもの学習支援の運営・支援
- ・ 居住地域を問わないオンライン活用や訪問型等によるこどもの学習支援

2 こどもの安心なくらし・自立への支援

- ・ 貧困の状況にあるこどもをはじめ、児童養護施設入所児童等の社会的養護経験者、ヤングケアラー、不登校児童生徒など様々な状況に置かれたこどもたちやその家庭が、社会から孤立することなく安心して生活できるよう、相談対応をはじめこどもの状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、こどもの見守りや困りごとの把握につながるこどもの居場所づくりを促進します。

【目標となる指標】

項 目	現 状	目 標
こども食堂を実施又は支援する市町村数	22市町村 (R6.3.31)	42市町村
児童自立生活援助事業の実施箇所数	4施設	25施設

<主な取組み>

(1) こどもの生活支援

- ・ 生活困窮者やひとり親家庭への生活支援
- ・ こどもの居場所（こども食堂、遊びの場等）の運営支援
- ・ 離婚後の別居親とこどもの親子交流の支援
- ・ 里親に対する包括的な支援
- ・ ヤングケアラー、不登校児童生徒等への支援
- ・ 食育ボランティア研修会の開催、食育推進活動の支援

(2) こどもの就労等に関する支援

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター等による支援
- ・若年失業者等個々の実情に応じた就労支援、職業的自立支援
- ・施設退所者等への自動車運転免許等資格取得の支援、措置解除後の就職支度金支給等
- ・ぎふ職親プロジェクト（協力企業の登録）による施設退所者等への就労支援
- ・外国にルーツを持つこども等を対象としたライフプラン講座やキャリア教育講座の実施

(3) 住宅に関する支援

- ・住宅を喪失又は喪失のおそれのある離職者に家賃補助
- ・子育て世帯等の県営住宅の優先入居
- ・低所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進

(4) 社会的養護自立支援の推進

- ・支援計画を策定し、自立前から計画的に支援
- ・児童自立生活援助事業の実施促進
- ・施設退所者等の相互交流の場の提供
- ・生活、就労、法律、心理相談等の相談支援
- ・一時的な宿泊場所の提供
- ・社会的養護自立支援拠点の運営

(5) 支援体制の強化

- ・NPO法人や社会福祉法人等による支援団体への支援・助成
- ・子ども家庭支援センターの運営・支援
- ・里親支援センターの運営・支援
- ・児童養護施設等の施設整備・支援、児童養護施設等研修の実施
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター等による相談
- ・市町村こども家庭センターの設置及び家庭支援事業の実施促進

3 こどもを養育している方への支援

- ・妊娠・出産期から親の抱える課題を早期に把握し、適切な支援につなぐため、市町村によるこども家庭センターの設置や家庭支援事業等の実施を促進します。
- ・家庭の経済状況の改善、こどもとゆとりをもって接する時間の確保等のため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実、経済状況の改善に向けた資格取得や就労支援などに取り組みます。

【目標となる指標】

項 目	現 状	目 標
こども家庭センター設置市町村	28市町 (R6.4.1)	42市町村
特定妊婦等への支援に関する市町村職員等の研修受講者数	80人	160人

<主な取組み>

(1) 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援

- ・市町村こども家庭センターの設置及び家庭支援事業の実施促進
- ・特定妊産婦等の早期発見及び支援体制の強化
- ・乳児のいる全家庭の訪問
- ・DV相談の実施、DV被害者等の緊急一時保護の実施

(2) 保護者の生活支援

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターや民生委員等による生活相談
- ・放課後児童クラブの実施、第2子以降の利用料減免
- ・ひとり親家庭等に対する医療費助成

(3) ひとり親に対する就労等に関する支援

- ・ひとり親家庭の当事者相互の交流や支え合い活動の実施・支援
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター等による就労相談
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給

(4) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労等に関する支援

- ・生活困窮者に対する就労等の自立支援
- ・生活保護受給者に対する就労支援

(5) 経済的支援

- ・児童手当・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる養育費相談・家計相談
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付

4 地域の理解の促進と関係者の連携

- ・全てのこどもが夢や希望を持てるように地域全体がこどもの貧困に対する理解を深めることが重要であるため、こどもの貧困の実態把握や対策の周知などにより、地域の理解の促進に取り組みます。
- ・こどもの貧困対策の円滑な実施に向け、こどもの居場所のネットワーク化など、地域社会、民間団体、行政など全ての関係者の連携に努めます。

【目標となる指標】

項 目	現 状	目 標
こどもの貧困対策計画を策定する市町村数	28市町 (R6年度)	42市町村
子ども支援ネットワーク形成研修参加者数 (参加団体)	91人 (R6.3.31)	150人
こどもの居場所アドバイザー派遣回数	12回 (R6.3.31)	20回
ヤングケアラー支援に関する研修の受講者数	累計 1,276人 (～令和5年度)	累計 3,200人 (令和7～11年度)

<主な取組み>

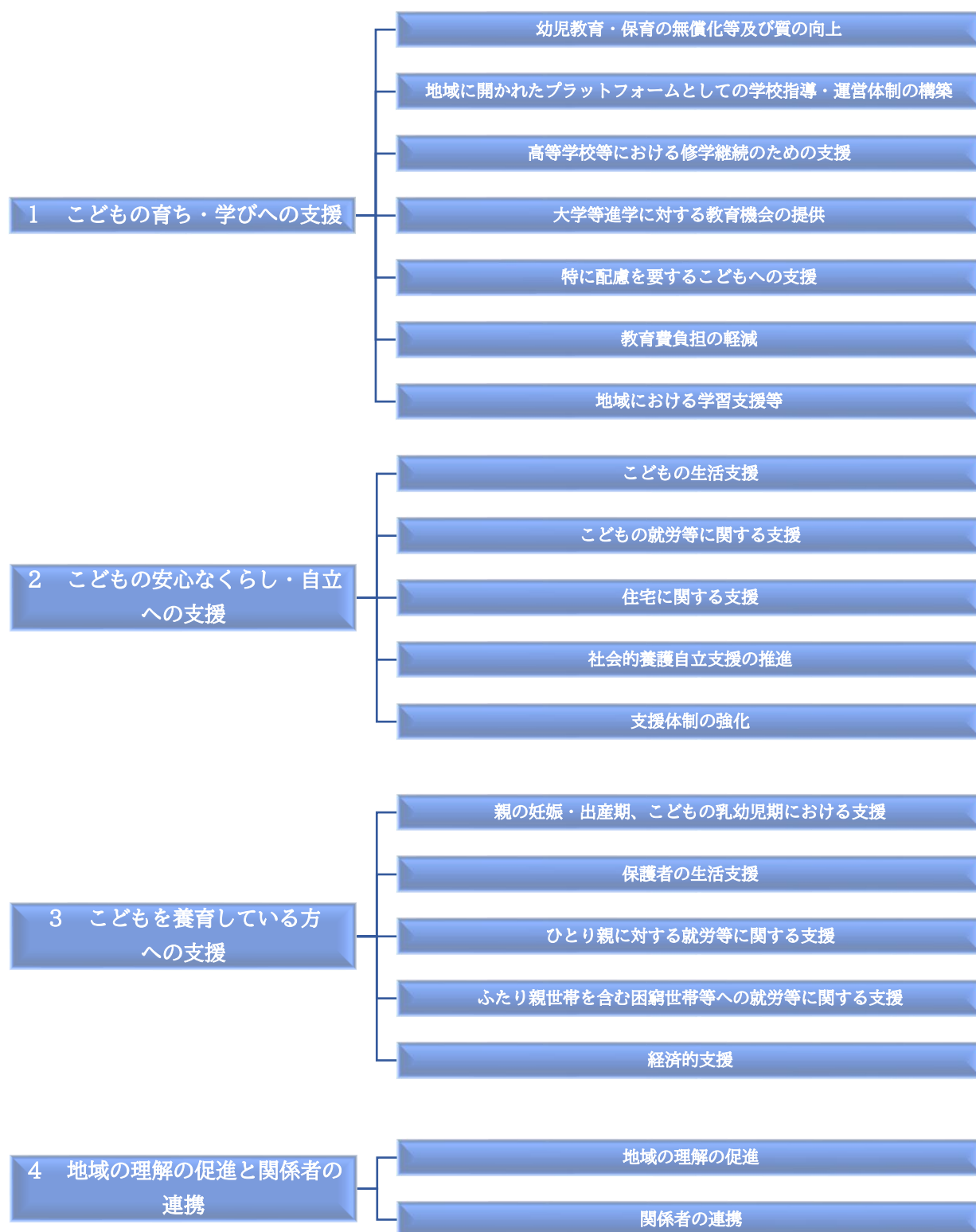
(1) 地域の理解の促進

- ・子育てにやさしい地域づくりの促進のための啓発の推進
- ・市町村こどもの貧困対策計画の策定・促進
- ・幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動の推進
- ・県民やこどもの居場所づくり関係者等を対象としたセミナーの実施
- ・こどもの居場所アドバイザーによる地域活動への支援
- ・こどもの居場所に関わるボランティア活動の促進
- ・地域住民や民間企業等によるこどもの居場所づくりの促進
- ・こどもの貧困対策の広報啓発（ホームページ等の作成）
- ・こどもの貧困やひとり親家庭等の実態を把握するための調査の実施
- ・ヤングケアラー研修会の実施による福祉・教育・医療等の関係者の支援技術向上

(2) 関係者の連携

- ・地域におけるこどもの貧困対策に係るネットワーク体制の構築
- ・こどもの居場所づくりのネットワーク形成・相互交流の促進
- ・こどもの居場所から各支援機関への円滑なつなぎ

(参考：取組みの体系)



第5章 計画の推進

第1節 各主体の役割

計画を推進し、めざす将来像を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、行政のみならず県民、民間団体も含めた地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持つとともに、住んでいる地域に必要な支援について格差が生じないよう、それぞれの役割を果たしながら、それぞれの立場で可能なことに取り組んでいくことが必要です。

1 県民

県民は、こどもの貧困を自らの問題としてとらえ、「こどもは未来の宝、社会の宝」であるとの考え方に立って、こどもや子育て家庭を社会全体で支えることが期待されます。

2 民間団体

こどもの貧困対策は、地域全体で支えていく必要があります。NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体など地域を支える民間団体は、その取組みのリーダー的存在となつて、関係者と連携し、地域の支え合いを一層進めることが期待されます。

3 市町村

市町村は、住民に一番身近な存在としてこどもの貧困対策などの分野において主体的な役割を担っており、関係機関、団体等との連携のもと、こども・若者、子育て中の方の声や住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細かな施策を展開することが求められます。

4 県

県は、こどもの貧困対策に関し、様々な分野にわたる取組みを結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、こども・若者、子育て中の方の声を把握するとともに、県民、民間団体、市町村などと協力・連携しながら推進します。

第2節 計画の推進体制

県は、有識者、民間団体、市町村等で構成する「岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議」、庁内関係各課で構成する「岐阜県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、関係部局が一体的に施策を実行することはもちろんのこと、行政のみならず民間団体等とも緊密に連携して計画を推進します。

1 岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議

有識者、民間団体、市町村等で構成し、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む機運を醸成するとともに、県民、民間団体、市町村、県のそれぞれの立場からの取組みについて検討します。

2 岐阜県子どもの貧困対策推進会議

県の組織が一丸となつてこどもの貧困対策に取り組むため、県子ども・女性局長を会長に、県庁内関係各課長を構成メンバーとして、こどもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、進行管理を行います。

第3節 計画の進捗管理

毎年度、「岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議」及び「岐阜県子どもの貧困対策推進会議」を開催し、進捗状況を把握するとともに、計画の検証及び具体的な取組み内容の拡充を図ります。

第6章 具体的な取組み

県、市町村、民間団体、県民それぞれの立場での取組みは別冊のとおりです。（民間団体が主体となる取組み（連絡先が民間団体である取組み）は、当該団体から計画掲載の同意を得られたものを掲載しています。）

1 別冊の記載内容

第4章の観点ごとに取組みを整理し、それぞれの取組みに取組む者、概要、連絡先、主な対象者を記載しています。

※ 「取組む者」及び「概要」欄については、取組みの実施主体に関わらず、県、市町村、民間団体、県民がそれぞれの立場で取り組む内容を記載しています。

※ 「主な対象者」は、取組みを整理するため、妊娠期から乳幼児期、小学生、中学生、高校生、大学生等（高校に進学しない方等を含みます。）で区分しています。

※ 幅広い取組みを掲載するため、基本的には寄せられた情報をそのまま掲載しておりますので、詳しくはそれぞれの取組みの「連絡先」にお問い合わせください。

2 検索可能な電子ファイルの県ホームページへの掲載

県民等のみなさまの閲覧、検索に資するよう、別冊の一覧表に、対象エリア（市町村単位）など、より詳細な情報を加えた電子ファイルを県ホームページに掲載します。

なお、この電子ファイルは、「取組む者」、「主な対象者」、「対象エリア」などで絞り込みができます。

県ホームページアドレス：

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/kodomohinkon/11217/kodomoap.html>

3 新たな取組み等の別冊への反映

今後の新たな取組み等については、県ホームページ等で随時受け付け、別冊を定期的に更新することにより反映します。（寄せられた情報について、県の判断により掲載しないこともあります。）

資料編

岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議設置要綱

（目的）

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の基本理念に基づく子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策アクションプラン（以下「プラン」という。）に関して、学識経験者及び関係団体等から意見を聴くことなどを目的とする岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連携会議の所掌事項は次に掲げるものとする。

- （1）プランの策定に関すること
- （2）プランの進捗管理に関すること
- （3）その他、プランに関して必要と認められる事項

（組織）

第3条 連携会議は、別表の委員をもって構成する。

- 2 連携会議に座長及び座長代理を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議を統括し進行にあたる。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたとき、その職務を代行する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

（会議）

第5条 連携会議は、座長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 連携会議の事務局は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、連携会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

別表（第3条関係）

【委員】

（順不同、敬称略）

区分	所属	職氏名
民間支援団体 （学習支援、 子ども食堂関係）	一般社団法人 ぎふ学習支援ネットワーク	共同代表 南出 吉祥
	特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター	専務理事 原 美智子
	特定非営利活動法人 ヘルシーライフせき	理事長 土屋 ひろ子
社会福祉団体 （生活支援、就労支援、 経済的支援関係）	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	生活支援部長 渡辺 顕直
	岐阜県民生委員児童委員協議会	会長 澤井 基光
	岐阜県児童福祉協議会	会長 横川 聖
	社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会	理事長 川合 宗次
ひとり親関係団体 （生活支援、就労支 援、経済的支援関係）	一般財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会	会長 福地 洋子
教育関係団体 （教育関係）	岐阜県小中学校長会	会長 梅村 高志
	一般社団法人 岐阜県私立幼稚園連合会	会長 加納 顕
	一般社団法人 岐阜県民間保育園・認定こども園連盟	会長 鷹橋 賢淳
学識経験者	岐阜聖徳学園大学短期大学部幼児教 育学科	教授 徳広 圭子
	中部学院大学教育学部子ども教育学科・ 大学院人間福祉学研究科	教授 別府 悦子
市町村	（岐阜県市長会から推薦のあった者） 岐阜市子ども未来部	次長兼子ども政策課長 高野 新
	（岐阜県町村会から推薦のあった者） 関ヶ原町住民課	課長 西村 克郎

岐阜県子どもの貧困対策推進会議設置要綱

（目的）

第1条 経済的な理由、複雑な家庭環境により、十分な学習機会を得られない子どもや、基本的な生活習慣が身についていないなどの困難を抱える子どもに対する支援策を検討し、子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に「岐阜県子どもの貧困対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）子どもの貧困対策に関する施策の企画・立案・総合調整に関すること。
- （2）岐阜県少子化対策基本計画内に位置付けられている子どもの貧困対策に係る計画の策定、推進及び進行管理に関すること。
- （3）その他子どもの貧困対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は子ども・女性局長、副会長は子ども家庭課長とする。
- 3 委員は別表に掲げる職にあるものとする。

（職務）

第4条 会長は、推進会議を総括し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、別表に掲げる職以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、推進会議に付すべき事項の検討等を行うほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 ワーキンググループは、委員が指定する職員をもって構成する。
- 4 ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選により選出する。

（事務局）

第7条 推進会議の事務局は、子ども家庭課に置く。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	
環境生活部	県民生活課長
環境生活部	私学振興・青少年課長
健康福祉部	国民健康保険課長
健康福祉部	保健医療課長
健康福祉部	地域福祉課長
健康福祉部	子ども・女性局 子育て支援課長
農政部	農産物流通課長
都市建築部	住宅課長
教育委員会	教育財務課長
教育委員会	義務教育課長
教育委員会	高校教育課長
教育委員会	学校安全課長
教育委員会	特別支援教育課長
教育委員会	体育健康課長

岐阜県こどもの貧困対策実行計画

令和7年3月

発行：岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-1111